【 水産林務部所管分 】

令和元年第３回北海道議会定例会　予算特別委員会〔水産林務部審査〕開催状況

開催年月日　令和元年９月２７日（金）
質　問　者　日本共産党　真下　紀子　委員
答　弁　者　水産林務部長ほか

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
二　放射能汚染水の水産環境への影響等について **（一）水産物、海水の調査と公表について** 時間が経って大変恐縮ですが、２０１１年３月の臨時会で私は、海水の放射能汚染調査の公表を求めておりました。ところが当初、知事は必要ないと拒否したわけですが、その後水産物と海水のモニタリング調査を道は開始をし、結果を公表しています。そのことが安心にもつながっております。 なぜ当初から、調査と結果公表へと方針転換したのか。回遊魚も含めた調査結果が示されておりますけれども、その推移と併せてお示し願います。	**○　竹内水産食品担当課長** 水産物等のモニタリング調査についてでありますが、津軽暖流が日本海から津軽海峡を経て東北地方の沿岸を南下しておりますことから、道では２０１１年３月時点においては、福島第一原子力発電所から海に漏えいした放射性物質が本道沿岸の海水に影響を及ぼすことはないと受け止めていたところでございます。 その後、翌月４月には、福島県の近隣で水揚げされた水産物から高濃度の放射性物質が検出されたことを受け、道では、道産水産物の安全、安心を確保するため、同年４月から海水及び水産物のモニタリング調査を始め併せてその調査結果の公表を開始し、現在も継続しているところであります。 これまでの本道における放射性物質の調査では、海水からは未検出であり、水産物では、主にマダラ、スケトウダラで検出されておりましたが、平成２４年度の２６９件をピークに検出件数は減少し、２８年は６件、２９年及び３０年はそれぞれ２件、本年度上期では検出されておりません。
本年度上期以降は検出されていないけど、それまでは出ていたということを公表してきたわけですよね。それは非常に有効だったというふう思います。ただ調査がヨウ素とセシウムのみに限定されておりましてストロンチウムもトリチウムも対象外になっているということなんですね。ただ、道が調査をして公表しているとうことが安全・安心の確保に繋がっているんだと私は思います。	
（二）放射能汚染の危険性に関する認識について 道として、本年度上期以降は検出されていないけれども、海水や水産物の放射能汚染の危険性ということについては、どのように認識しているのか伺います。	**○　竹内水産食品担当課長** 水産物等に含まれます放射性物質についてでありますが、食品衛生法による水産物に含まれる放射性物質の基準値は、１キログラム当たりセシウム１００ベクレル以下と定めており、国際的な食品規格でありますコーデックス基準の１キログラム当たりセシウム１０００ベクレル以下と比べ非常に厳しい内容となっております。 なお、本道の水産物では、これまで国の基準値を超えたことはございません。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
国の基準値は超えていないということですが、安全かどうかと言うことはでは言い切れないと思うんですね。全くない方が良いわけですから。だからそういう点では議論があるところです。	
（三）「海洋放出」大臣発言に関する道の見解と対応について 福島第一原発の事故後なんですけど、高濃度放射性物質トリチウムを含んだ放射能汚染水がタンクにたまり続けている中、前環境大臣の原田大臣が退任前日の９月１０日、放射能汚染水を「海に放出して希釈するしか方法がない」とのべて大きな批判を浴びました。 この汚染水の処理については、今現在、経産省の小委員会で検討している最中であって、前大臣の発言は地元や周辺国の放射能汚染への不安を顧みず、海洋環境を放射能で汚染させる無責任極まりない発言だというふうに考えます。水産国北海道においても看過できない問題であります。 道としてどう受け止めたのか。また、断固抗議すべきと考えますが、どのような対応をとったのか伺います。	**○　遠藤水産局長** 前大臣の発言についてでありますが、現在、国の汚染水処理対策委員会において、トリチウム以外の放射性物質を可能な限り取り除く多核種除去設備「アルプス」等で浄化処理を行った汚染処理水の処分方法を検討中であり、今回の発言は、全国の漁業関係者の理解を得られるものではないと受け止めてございます。 道としてはこれまでも、全国知事会を通じて、「汚染水等が海洋へ放出されることがないよう万全の措置を講じること」を、国に対し要請してまいりました。 なお、大臣発言の翌日には、本道の漁業者を含めた全国の漁業関係者を代表し、全国漁業協同組合連合会の会長が、環境省に対し、発言の撤回を求め、強く抗議したところでございます。
そういう答弁を頂いたんですけど、全漁連の会長は撤回を求めて強く抗議していますよね、今回のこと関して。 今回のことに関して道が抗議を上げていないということは、私は非常に弱腰ではないかというふうに思います。これは直ちに抗議すべきだったというふうに考えております。	
（四）放射能汚染水の海洋放出による影響等について 高濃度の放射性物質を含んだ汚染水が海洋放出された場合、道内水域に対してですね甚大な影響と風評被害が心配されます。 今、福島県産だということで、禁輸措置をとられている海外の国が何カ国もあるわけですけど、そういう中でも非常に水産物の輸出という点でも心配がされるところです。 道は、事前に海洋放出に関し、被害の分析等を行っているのでしょうか。漁業関係者などの意見を聞くなどしているのか伺います。	**○　竹内水産食品担当課長** 放射能汚染水の海洋放出についてでありますが、現在、国の委員会において、汚染処理水の取扱いについて、継続して保管する方法や処分方法については、地層注入や水蒸気放出のほか、海洋放出などを検討しているところであり、特に海洋放出につきましては、道産水産物に対する新たな風評被害の影響が懸念されるところでございます。 また、汚染処理水の海洋放出について道産水産物の安全・安心を確保する観点から、安全性が確認されるまで保管を続けるべきであり、「海洋放出は絶対に認められない」などとして北海道漁業協同組合長会議が決議し、道や国に対し要請を行っているところでございます。
道ぎょれんの決議は当然ですよ。それなのに、道はどうしてきちっとですね、抗議の声をあげなかったのでしょうか。国に強く強く抗議をすべきだったというふうに思います。	

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
（五）トリチウムの影響等について 福島原発の放射能汚染水をめぐって、トリチウムへの関心が高まっています。トリチウムは泊原発をはじめ、長年にわたって原発から放出されているということですけれども、水産林務部として把握をしているのか。 海洋環境と水産物に本当に影響がないと言い切れるのか、見解を伺いたいというふうに思います。	**○　竹内水産食品担当課長** トリチウムの放出についてでありますが、国内の原子力発電所では、原子炉等規制法で定められた基準値１リットルあたり６万ベクレルの範囲内でトリチウムを含む水が海洋に放出されていると承知しております。 また、福島第一原子力発電所の事故後の２０１１年４月から、道が行っている海水及び水産物のモニタリング調査では、トリチウムの検査は行っておりませんが、漁業関係者からは、安全性が確認されるまで、汚染処理水の海洋放出は、絶対に認められないとしております。
絶対に認められないわけですよ。 それで、核医学に関する医師の発言では、ＤＮＡへの影響や発がん性への影響があると疫学的に証明をしているという発言があって、強く指摘をされております。 だから、他のヨウ素やセシウムと違って、水産林務部としては調査をしていないからわからないわけですよね、影響が。 そういう中で、更に福島の大量のトリチウムを含んだ汚染水を海に放出するなどということは絶対にあってはならないことですし、機を逸することなく、これは道としてしっかりと抗議の声をあげるべきだったと思います。３回も申し上げて恐縮なんですけど。	
（六）放射能汚染水の海洋放出に対する見解について ２０１１年７月の予算特別委員会で、水産林務部長は、「海への再放出は絶対に許されるべきではない」と答えていたが、この見解に変わりはないのか。また、今後、国が海洋放出などに言及した場合、断固とした対応をとるべきと考えるが、部長の見解を伺う。	**○　中田水産林務部長** 放射能汚染水の海洋放出についてでありますが、道としては、道産水産物の国内における消費の低迷や輸出の減少など、本道水産業への影響を及ぼすことがないよう、安全性が確保されるまでは「海への再放出は絶対に許されるべきではない」との見解に変わりはございません。 国においては、処理水の取扱いについて安全性、技術の成立性、風評被害など社会的な観点等も含めた総合的な検討を進める閣議決定を行い、国の委員会で汚染処理水の処分方法にかかる科学的な安全性などを検討していることから、その検討経過を注視し、引き続き、道漁連など関係団体と連携し、国に対し要請するなどして道産水産物の安全・安心の確保に取り組んで参る考えでございます。
道産水産物の安全安心の確保に努めていくということなんですけど、やっぱり、そのために道がどう行動するか問われていると思います。 私はこの問題について、知事にもしっかりと抗議をしていないと思いますので、知事にもですね、直接お伺いしたいと思いますので、お取りはからいお願いします。 質問を終わります。	